

甲府市新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(中道スポーツ広場及び体育館)

令和2年5月

(令和2年6月27日改訂)

(令和3年1月20日改訂)

(令和4年7月5日改訂)

(令和5年3月13日改訂)

中道スポーツ広場体育館の利用再開にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり、ガイドラインを定める。

【1.3 密の回避】

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ① 一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備は常時稼働させるとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- ② 2方向の窓・扉を全開させる。全開が難しい場合は、30分～1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行う。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 利用時間や利用者数は最小限とするように促す。
- ② 更衣室、ロッカー等においては出来る限りゆとりを持たせ、人と人が触れ合わない距離での間隔を確保し、他の利用者との密になる事を避ける。

(3) 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- ① 運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人と適切な距離を確保すること。
- ② 近距離での会話や発声を避けるよう求める。

【 2. その他の感染防止対策 】

(1) マスクの着用

- ① マスク着用については個人の判断に任せる。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に、手指消毒、手洗いを実施する。また、職員は業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。
- ② 利用者には入場時の手指消毒を励行する。

(3) 体調管理とチェック

- ① 職員は、「甲府市職員の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応について（第4版）」に基づき、毎朝検温し、高熱や息苦しさ等だけでなく、風邪の症状がある場合は、症状が消失するまで休暇を取得するなど、適切な対応を行う。体温は日誌に記入する。
- ② 利用者は必ず事前に体温を測り、発熱（平熱より1℃以上を目安とする）、風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用しないように呼びかける。

(4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、市販の漂白剤や消毒用アルコールを用いて清拭消毒を利用前後に行う。
- ② 障がい者用トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

(5) ロビー等共有スペースのリスク軽減

- ① 常時換気を行い共用する物品は利用前後に清拭消毒を行う。

(6) 喫煙スペースの使用制限

- ① 喫煙は全ての場所で禁止する。

(7) 清掃・消毒

- ① 職員はロビー等の共有スペース等を出勤時及び退庁時に清拭消毒を行う。また、利用者は他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所（※）を市販の漂白剤や消毒用アルコールを用いて利用前後に清拭消毒する。

※トイレの便座、スイッチ、洗浄レバー、屋内施設のドアノブ、電気スイッチ、夜間照明スイッチ、鍵など

- ② ゴミは、全て利用者が必ず持ち帰る。

(8) 施設ごとの注意点等

- ① 体育館内の利用者数は 220 人までとする。
- ② 利用者は本ガイドライン及び国において示された競技別ガイドラインを遵守すること。
- ③ 利用終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかにスポーツ課へ報告すること。